

別記第二号(第三十四条第一項第一号関係)

【表題部】 (立木表示)	調製	登記番号	

【権利部(甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

【権利部(乙区)】 (所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】